

第2号（事業活動の制限関係）

(1) 認定基準 次のいずれかに該当すること。

- ①-イ 申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- ①-ロ 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- ①-ハ 申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- ② 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

(2) 必要書類

- ・ 認定申請書（市指定様式）1通
- ・ 直近1年分の確定申告書一式（法人の場合は決算書の別表1、法人事業概況説明書のみ）の写し（電子申告の場合は、メール詳細もしくは受信通知を添付）
- ・ 履歴事項全部証明書（法人のみ必要、写しも可、発行日から3カ月以内のもの）
- ・ 申請書に記入した金額のわかるもの（月毎の売上げがわかる試算表、売上台帳、金融機関で発行した残高証明書等）

<申請・問合せ先> 府中市生活環境部産業振興課商工係
T E L 042-335-4142 F A X 042-360-9370